

**日程第24 議案第10号 橋本市エコパーク  
「紀望の里」設置及び管理条例  
について**

○議長（中西峰雄君）日程第24 議案第10号 橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）この議案第10号の、少しちょっと教えていただきたいのは、この中で、第6条のひとと紀館というんですか、これの中で浴場の部分がありますよね。橋本市で定められている共同浴場の管理条例並びにその施行の規則がありますよね。これとの整合性を少し説明いただきたいのと、この中で、各条例が確かにこの橋本市の共同浴場の部分と違いはないのかなというふうに思うんですが、この辺ちょっと説明願えますか。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

このひとと紀館の共同浴場につきましては、一般公衆浴場ではなしに、その他の公衆浴場という規定の中で、時間については、金額的なものについてもこういう形の中で別に定めることができるようになっておりますので、一般公衆浴場とは別の法律の中で定めております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）わかりました。ちょっと調べさせていただいたら、今、説明があったんで理解はできるんですが、浴場の使用料なんかは、今回の部分で一般の250円、また

小人の130円、また70歳以上も130円ということで、区分はそのように、同じようになっているわけですね。これはちょっと理解できるんですけど、えびす温泉の場合は150円と80円、80円ということで、これは今、ご説明あったことで理解させていただくんですが、利用されるときの利用の制限がありますよね。ここら辺は、きっちりとうたっておられるのかなというふうに、ちょっと僕も管理条例を見ているんですが、ちょっと何か表現が、何というかな、少ないように思ったりするんですが、そこら辺はどのようにちょっと理解したらいいんですか。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問でございますけど、ちょっとご質問の趣旨の中で返事になるか、ちょっとわかりませんが、一般公衆浴場につきましては、スパ一銭湯等とそういう形も一般公衆浴場になります。レジャー的な要素を含んだ施設と銭湯ということで認識しておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）これは入湯税の範囲に入るんですか。

○議長（中西峰雄君）答弁する場合は、職名と挙手をお願いいたします。

経済部長。

○経済部長（岡松克行君）この施設につきましては、温泉等じゃなしに余熱を利用した銭湯ということで開館をする予定でございますので、入湯税には入らんと解釈いたします。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）ちょっと1個だけ教えて。この今6条関係、ちょっと質問しとったけど、この施設については、市長は終始一貫して当初から、つくらないという方針で来とったと思うんよ。ということは、あとの管理運営とかそういうものに金が要るさかい、つくらない方針でいきたいんだということであつたんだけど、地域整備の関係で、地域の住民さんやそういうもんには十分な話をしよ本計画が策定されておるように認識してよろしいんかい。管理運営については、全体的に第3セクターにやってもらうということで、当局は直接関係ないんだけど、その辺の議論が十分されておるのかどうか、それ1点だけ教えて。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

管理運営につきましては、施設の管理については、今、できる限りおっしゃったような形の中で、地元の組織に指定管理をしていきたいと考えております。その中で、指定管理につきましては、現在、地元等が実績がない中で指定管理をすることができない状態でございます。それまでの期間につきましては、管理運営を温浴部門と多目的部門に分けて、それぞれ部分委託で地元へ委託していきたいと考えております。

温浴部門施設、直産、産直の販売部門については、地元のほうに行政財産の使用許可として申請いただきまして、使用していただくように思っております。

この部門の収支等につきましては、地元へ一切の責任を持っていただいた中で運営をしていく形で、今、考えております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）2年ほど前になろうかと思ひますが、当初は、温浴施設はつくらない、余熱については、ハウス栽培的なものを考えていくということで、場所は別ですけれども、考え方でした。要望としては足湯なり温浴施設というのは、一部であつたわけでございますけれども、ずっとつくらない方針で言っておりました。ただ、最後の広場の土地利用を考える中で、地元のほうで、ちょうど淡路の北の施設を見学に行った中で、かなりうまくやっているということの研究、勉強してきた中で、どうしてもつくってほしいんやということがあつた中で、地元と協議の結果、つくっていくという方針になっております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

9番 上田君。

○9番（上田良治君）私は、この第5条の紀望の里の休館日についてちょっとお伺ひしたいんですが、これはもう何でもかんでも月曜日を休館にするっていうこと、これ前々からいつも言うとなやけどもね。月曜日お休みの職業の方もおられるでしょう。市民サービス、これ公平に、公平って言えるんですか、これ。利用できないじゃないですか。

この2番目の、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更するということで、十分入れといていただいて、これどういう、何で月曜日ばかり、公民館も温水プールも。この辺をきっちりね。何か月曜日が一番利用率が低いんですか。そこらをきっちり統計とってやっていただきたいと思ひんやけど、変更もこれ考えてくださいよ。答弁それだけね。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問でございますけど、これにつきましては、休館

日等につきまして、地元等ともいろいろご協議をさせていただいた中で一応月曜日という形でこの提案をさせていただいております。今、ご指摘のとおり月曜日お休みの方も多々おられると思いますので、基本としては月曜日を休館日ということで提案をさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第25 議案第11号 橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第25 議案第11号 橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）これはちびっこ広場の廃止とまた変更をとということの条例かと思うんですが、廃止をされますのが市脇、橋本、吉原、慶賀野、中島、神野々でしょうか。この6施設、また移転が矢倉脇と柏原ということでの条例の提案かと思うんですが、それぞれ廃止に至った経緯、区とか、その地元からの要望ということなんですけれども、実際、そこにはお子さんがもういらっしゃらない。全く使われていないので廃止をしたいということなのか。その事情ですね。また移転というのは、何らかの事情があって移転をされると思うんですけれども、特に、私がお聞きしたいのは、地域にお住まいの子どもたちに

影響が出ないのかなのか。この点についてそれぞれお尋ねをします。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）8箇所のちびっこ広場について少しお時間をいただいて、ここに説明させていただきます。

まず、1番上の市脇第一ちびっこ広場については廃止でございます。これについては地元さんの要望もありまして廃止に至っております。理由は、ほとんど利用されていない。もちろん原因は、社会情勢の変化ですとか、子どもの遊び方が変わった。それから、主なものは少子化ということになるかなと思います。そういったところで利用されていないにもかかわらず、そういったものがあること自体が、別の意味でのデメリットもあるということで、もう地元としては、これはぜひ廃止していただきたいというところから話は始まっております。

それから2番目の橋本ちびっこ広場につきましては、これはただ今本市で行っております土地区画整理事業の中で、新たに公園整備をしますことから、一たん廃止とします。それにかわるべき公園ができました時点で、どういう位置づけの公園にするかという背景の中での一たん廃止でございます。

それから、吉原ちびっこ広場につきましても廃止でございます。これにつきましてもほとんど利用されていない。また市脇ちびっこ広場と同様で、逆にデメリットが多いというところから、地元から、ぜひこれについても管理運営のできない状態であるので廃止していただきたいということでございます。

それから、矢倉脇ちびっこ広場については、位置の変更でございます。もともとの場所は、いわゆる現在371になりました慶賀野大橋の直下にあったわけなんですけれども、現場のほうへ行きますと、とても子どもが行けるよ

うな場所でもないし、むしろ遊ぶことが危険であるというところから、地元のほうで新しい場所を提供していただいて、無償で提供していただいて、そこへ場所を変更するというところでございます。

それから柏原ちびっこ広場につきましても位置の変更でございます。これは、西光寺さんというお寺の中の境内をお借りしましてちびっこ広場としていたわけなんですけれども、京奈和の側道のところに国土交通省等のご協力もいただいて、いい場所が提供していただきましたので、そこへの移転ということでございます。

それから、慶賀野ちびっこ広場でございます。大変失礼しました、先ほどの矢倉脇ちびっこ広場につきましては、間違いました。慶賀野大橋の直下ではございませんで、少し北のほうの川沿いのところにあるんですけれども、よりいい場所が見つかったというところで位置変更でございます。失礼しました。

慶賀野ちびっこ広場がいわゆる慶賀野大橋の直下でございまして、子どもがなかなか行ける状態でもないし、現にほとんど利用されてないと、むしろデメリットのほうが多いというところで、地元からの要望もあり、廃止ということでございます。

それから、中島ちびっこ広場でございますけれども、これも同様でほとんど利用されていないというところで、地元の要望もあり廃止ということでございます。

それから、神野々第2ちびっこ広場につきましては、子どもの利用もかなり減ってきたんですけど、むしろ近隣の方から、夜間等にいろいろ別の目的で利用され、非常に近隣の方も迷惑されているというところで、地元との話し合い等もさせていただいた中で、近くにまた遊具等を設置した場所等もございまずので、やはり廃止が一番いいのではなから

うかというところで、地元との協議の上、廃止ということでございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）それぞれの内容についてご説明いただいて、だいたい理解はできるんですけども、そうしましたら、利用が低いというのが大きなことなので、その使命が終わったというふうに解釈をさせていただいていいのかなと思うんですけども、市全体として公園とかちびっこ広場、特に近隣の近くでの子どもの遊び場であったり、子どもだけじゃないと思うんですが、お母さん、お父さんとお子さんが休みの日に気軽に遊べるような、そんな広場というような位置づけで今後どのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

それとあと2点ですが、廃止となった広場のところにも遊具が設置されておところがあろうかと思えます。それらの遊具の処分方法、またこれが他の広場に転用するのか、転用するのは、もうかなり危険な状態なのか、個々によって違うかと思うんですが、そのあたりのお考え、また、廃止した後、また移転した後の広場の後の利用ですね、これどのように、ほかの目的で行政財産として転用していくのかどうなのか。また売却なり譲渡なり、ほかの目的での利用をお考えなのか、お尋ねをします。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）まず、今後の公園をどうしていくかというおただしでございます。ちびっこ広場につきましては、現在59箇所ございます。今回6箇所を廃止ということで53箇所が残ることになります。全国的に見ましても、このちびっこ広場というのは、立ち上げの段階から、非常に地元に着した公園ということで近隣の子どもた

ちが車等を避けて安全に遊べるというところから位置づけられておるんですけれども、やはり少子化ということもあり、子どもの遊び方も変わってきたということもあり、もう全国的に橋本市と同様の問題にぶち当たっておるようでございます。先進的なところは、子どもだけじゃなくて健康なお年寄り、お年寄りという表現はどうかわかりませんが、もう少し広い目的を持たすような形でいろいろ考えているようでございます。本市におきましても、このちびっこ広場に限らず、都市公園として位置づけられておるものも含めて、今後の利用形態をどのようにしていくかというのは、一つの検討課題としてこれから考えていきたいなというふうに考えております。

それから、廃止しました後の遊具でございますけれども、基本的には使えるものは転用したいなど。危険なものは廃棄したいなどということで、今回、この後提案させていただいております補正予算の中にも遊具の撤去費等計上させていただいておりますし、また、地元でご協力いただけるものにつきましては、遊具の廃棄あるいは移設等を地元の方でやっていただけるということもございまして、必要な分だけを補正予算で計上させていただいておりますというところでございます。

それから、跡地利用につきましては、まずは立ち上げの段階から地元に着したということで、土地そのものが地元の方の好意によりお貸しいただいた土地もございまして、それはもちろん当初の契約どおりお返しするということになるんですけれども、本市所有のものもございまして、これにつきましては、一応ちびっこ広場という目的が失したということで、一たんは普通財産的な考え方になるんですけれども、これについては、先ほど申しました公園そのものの今後ということも踏まえて、必要であればそちらへ転用いたします

し、不要であれば財産処分等も考えていかなければならない、これも今後の課題かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）今の説明でほぼわかったんですが、ただ、これ廃止は当然地元の要望というか、どういった形で先ほど説明あった59箇所が53箇所になって、全体的にこのちびっこ広場の状況を当局がお聞きした上で、地元の人たちが廃止に向けて、これはもうやめてもらっても結構ですよというお話があって、そういうふうになったのか。一つは、谷奥深なんかの場合ですと、本当に状況を見ると、果たして利用されているのかなというふうな疑問があります。もちろん1人でも利用されている人がおれば、存続してあげてほしいなと思うんですが、僕が聞きたいのは、59箇所のすべてのちびっこ広場の利用状況を聞いた上で、こういった措置をされたのかということが少しお尋ねしたい点ですので、よろしくをお願いします。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）先ほどもご答弁させていただいたんですけれども、そもそもの立ち上げの趣旨っていうのが地元に着した公園ということで、管理についてもほぼすべてが地元区さんのほうで管理していただいております。そういった中で、本市の職員も定期的に見回りながら地元さんといろいろ意見をお聞きしながら運営しておるんですけれども、この6地区以外については、一応利用もされておるというところで、まだ廃止という話は全く持ち上がってはおりません。今回の廃止になりました6箇所については、やはり地元が常々子どもたちなりこの公園の実態を見ておる中で、このまま置いておくこと自体のほうの問題があるという提案

から、本市といろいろ話し合いをさせていただいて今回、この6箇所については廃止という結論に至ったことでございます。残る53箇所につきましても、常々公園を管理なさっていただいている地元さんの意見を参考にしながら、同じような状況であれば、やはり一たん廃止をするなりした上で、今後ということをやっぱり考えるべきだなというところで、今の段階で本市の方から積極的にどうします、どうしますというところまではやってはおりませんけれども、来年以降の管理の中でそういったことも地元さんとお話し合いをさせていただきながらやっていきたいというふうに考えます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）そういうのもわかるんですけどね、結局申し出があった地域というか、その区なりがそういうようなことで今回の措置になったんですけれども、あと、そやから当局は、僕は本当にこれ調査して、調べた上で何箇所か、6箇所ですか、されたのかなというふうにちょっと疑問があったので、ちょっと質問させてもらったんですが、全然利用されているでしょうという想定で考えて、あとはまあほぼ利用されているやろうという感じでそう言われているように僕は受け取ったんやけどね。これをされるときに、やっぱり全体の調査もやっぱり含めてやるべきやと思います、私は。今、部長が答弁していただいて、将来、利用形態を変えるとかっていうお話がありましたけれども、そのときの際にでも、やっぱり今みたいなような状況で復活する可能性も出てきますよね。そういうことで、一たんやっぱり59箇所に関してはやっぱり調査すべきやと思います、私は。そこら辺ができていいのか、できてないのかというのを僕、聞いたので、そこら辺だけちょっとお願いします。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）ただ今ご答弁させていただいたとおりが実態でございます。ただ、やはり設置管理条例を本市が定めてやっている以上は、やはり最終的には本市の責任ということになると思いますので、これも後ほど審議いただく補正予算の中で緊急雇用対策ということで3カ月間臨時職員を雇わさせていただいて、その中でちびっこ広場も含めて、ちょっと今申し上げたような本市として取り組めていない部分について取り組んでいこうということで、議員おただしの件についても、そういったところで主体性を持った調査ということを一度やってみたいというふうに考えますので、よろしくお願いします。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(中西峰雄君)この際、11時15分まで休憩いたします。

(午前11時00分 休憩)